

毎週火、金曜日発行（但休日当ると
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三号

健康保険法による療養に要する費用の額の算定方法
（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づき、昭
和三十七年四月十六日承認した基準看護、昭和三十
七年六月十二日承認した基準給食及び昭和三十七年六
月十二日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。

昭和三十九年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 基準看護等の変更承認
基準寝具設備の承認
基準給食の変更承認
基準看護等の変更承認
- ◇人事規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の
一部を改正する規則
職員の内任給、昇格、昇給等の基準に關
する規則の一部を改正する規則

名 称	施 設	基 準 看 護	基 準 給 食	基 準 寝 具	採 用 点 数	承 認 年 月 日
鳥取県立 中央病院	鳥取市吉 方二六五	第一号 （看） （一類） （二類）	第一号 （食） （一類） （二類）	第四号 （寝） （一類） （二類）	甲表	昭和三八、 六、一
		一般七病棟 二八四床	一般七病棟 二八四床	一般七病棟 二八四床		
		五床	五床	五床		

鳥取県告示第四号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の最定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき、基準寝具設備として次のとおり承認した。
昭和三十九年一月十日

鳥取県知事	石 破 二 朗
名 施	基 準 寝 具 象
称 所 在 地	承 認 年 月 日
承認番号	昭和三八、一二、一
対 象	甲 表
採 用 点 数 表	九四床
採 用 年 月 日	昭和三八、一二、一

鳥取県告示第五号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき、昭和三十三年十月一日承認した基準給食を次のとおり変更承認した。
昭和三十九年一月十日

鳥取県知事	石 破 二 朗
名 施	基 準 給 食 象
称 所 在 地	承 認 年 月 日
承認番号	昭和三八、一二、一
対 象	甲 表
採 用 点 数 表	九四床
採 用 年 月 日	昭和三八、一二、一

鳥取県告示第六号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき、昭和三十三年八月一日承認した基準看護、昭和三十三年六月一日承認した基準給食及び昭和三十三年六月一日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。
昭和三十九年一月十日

鳥取県知事	石 破 二 朗
名 施	基 準 看 護 象
称 所 在 地	承 認 年 月 日
承認番号	昭和三八、一二、一
対 象	甲 表
採 用 点 数 表	九〇床
採 用 年 月 日	昭和三八、一二、一

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十九年一月十日

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第一号

第二条第五項を次のように改める。
5 研究職給料表の職務の等級の分類の基準となるべき

鳥取県告示第六号

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

標準的な職務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

一 一等級

別表第五の一等級欄に掲げる職の占める職務

二 二等級

別表第五の二等級欄に掲げる職の占める職務

三 三等級

イ 別表第五の三等級欄に掲げる職の占める職務
ロ 別表第五の四等級欄に掲げる職のうち、相当高度の専門的知識及び経験を必要とする職の占める

別表第一中

四 四等級

別表第五の四等級欄に掲げる職の占める職務

第二条第八項第三号を次のように改める。

三 三等級

イ 別表第八の三等級欄に掲げる職の占める職務
ロ 別表第八の四等級欄に掲げる職のうち、専門的知識又は高度の熟練を要し、かつ、相当長期の経験を必要とする職の占める職務

高等学
校
（盲、ろう、養護学校を含む。）

船
機
関

長
長
通
事
信
務
長
長

〃

〃

を

高等学
校
（盲、ろう、養護学校を含む。）

船
機
関

長
長
通
事
信
務
長
長

〃

〃

に

改める。

別表第四中

本
庁

義務教育課
体育保健課
社会教育課
指導
主
主
査
査
査

義務教育課
体育保健課
社会教育課
指導
主
主
主
事
事
事

を

本
庁

義務教育課
体育保健課
社会教育課
指導
主
主
査
査
査

義務教育課
体育保健課
社会教育課
指導
主
主
主
事
事
事

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十二月三十一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年一月十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸 辰午

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中第四号を第五号とし、同号を次のように改める。

五 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員

(1) 等級分類基準の規則第二条第八項第三号イに規定する職 十三号給

(2) 等級分類基準の規則第二条第八項第四号に規定する職 十一号給

第八条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 研究職給料表の適用を受ける職員

等級分類基準の規則第二条第五項第四号に規定する職 九号給

第八条の四第一項第三号及び第四号中「第三号(1)又は第四号」を「第四号(1)又は第五号(1)」に改める。

第十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得た期間とすることができる。

第十三条各号列記以外の部分中「公務上の負傷又は疾病によるものであるとき」の下に「及び第五号のうち人事委員会の承認を得たものであるとき」を加える。

第十五条第一項第四号中「二十年」を「十年」に、「第十三条第一号から第四号まで」を「第十三条第一号、第二号（公務上の負傷又は疾病による場合を除く）、第三号及び第四号」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号。以下「退職手当条例」という。）第三条及び第四条の規定の適用を受ける職員が次の各号の一に該当するときは、当該各号の定めるところにより昇給させることができる。

一 勤務成績良好な職員で十年以上二十年未満勤務した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によることなく退職する場合 一号給

一 勤務成績良好な職員で二十年以上三十年未満勤務した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によることなく退職する場合 二号給

二 勤務成績良好な職員で三十年以上四十年未満勤務した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によることなく退職する場合 三号給

三 勤務成績良好な職員で四十年以上五十年未満勤務した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によることなく退職する場合 四号給

四 生命をとして職務を遂行し、そのため死亡し、又は傷病となり退職する場合 五号給以内

前項第二号の規定を適用した場合には、同項第一号及び前条第一項第四号の規定をあわせ適用してはならない。

第十九条第二項中「第十六条第一項各号」を「第十六条」に、「死亡した日又は退職した日若しくは不具廃疾となつたことが確認された日」を「退職した日」に改める。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号）附則第二項を次のように改める。

2. 削除

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十二月三十一日から適用する。

二 勤務成績良好な職員で二十年以上三十年未満勤務した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によることなく退職する場合 二号給

三 勤務成績良好な職員で三十年以上四十年未満勤務した者が死亡若しくは傷病により、又はその者の非違によることなく退職する場合 三号給

2 退職手当条例第五条の規定の適用を受ける職員（退職手当条例附則第六項の規定の適用を受ける職員を含む。）が次の各号の一に該当するときは、当該各号の定めるところにより昇給させることができる。

一 勤務成績良好な職員で十年以上勤続した者が死亡により、又はその者の非違によることなく退職する場合 一号給

二 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生じた結果退職する場合 一号給

三 公務のため死亡し、又は傷病となり退職する場合 三号給以内

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十二月三十一日から適用する。